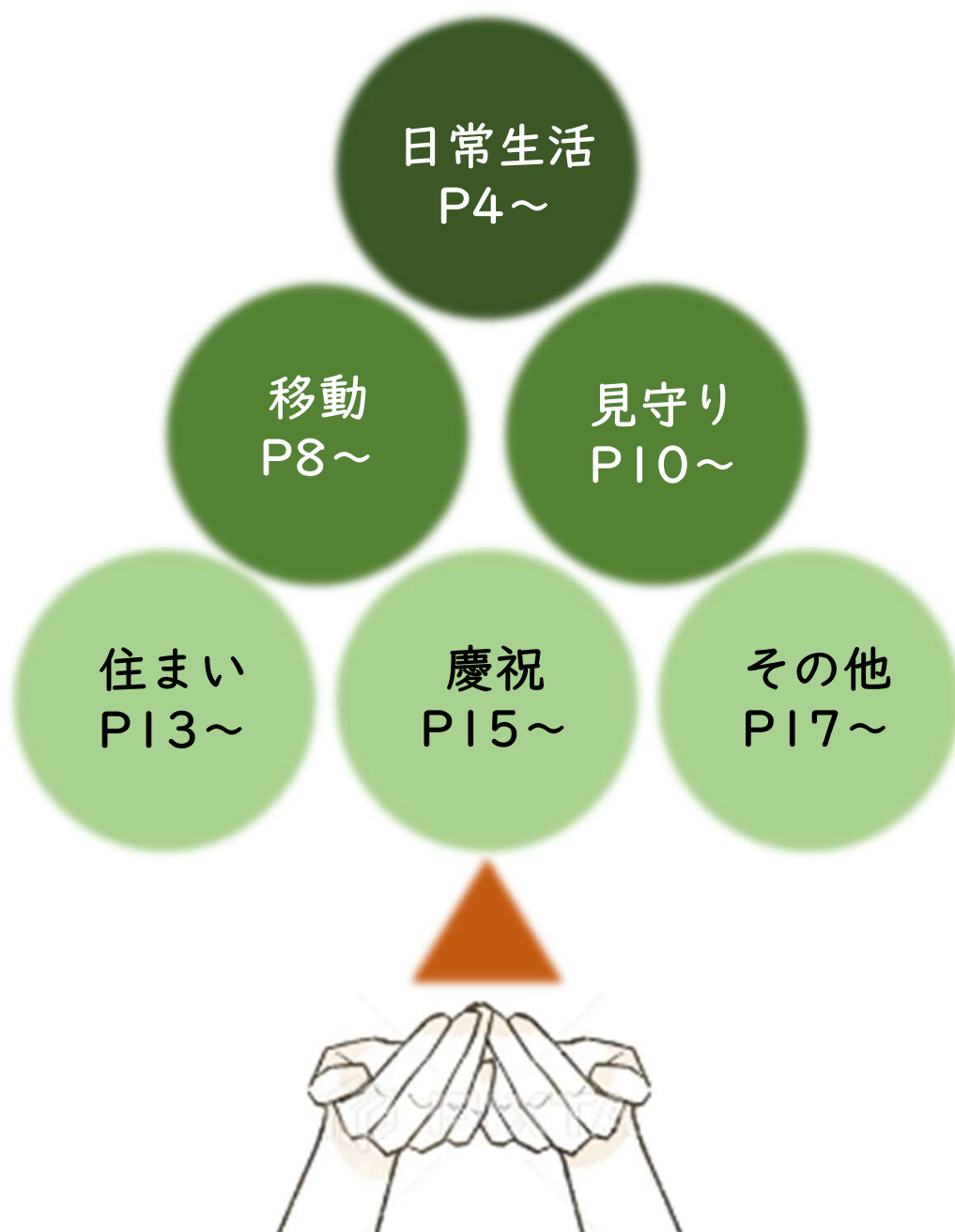


65歳以上のあなたへ

～みどり市在住の在宅で暮らす高齢者へのサービスです～



問い合わせ先
介護高齢課
0277-76-0974

連絡先一覧

☆みどり市役所

笠懸庁舎 市民課笠懸市民サービス係	0277-76-0972
大間々庁舎 介護高齢課	0277-76-0974
東庁舎 東市民生活課東市民サービス係	0277-76-0984

☆地域包括支援センター

高齢者の
総合相談窓口
モス!



みどモス

笠懸支所（笠懸庁舎内）	0277-47-7551
本所（大間々庁舎内）	0277-47-7552
東支所（まごころ内）	0277-47-7553

☆社会福祉協議会



みどモス

地域の困りごとを
支える団体モス!

笠懸支所（笠懸庁舎内）	0277-76-4111
本所（大間々庁舎内）	0277-47-7066
東支所（まごころ内）	0277-97-2828

目次

日常生活（P4～）

- ・補聴器
- ・白内障補助眼鏡等
- ・杖・シルバーカー
- ・血圧計
- ・電子レンジ
- ・電磁調理器
- ・ヒーター
- ・紙おむつ券
- ・理美容券
- ・安心支援事業
- ・車椅子・ベッドの貸出

移動（P8～）

- ・タクシー券
- ・介護用車両の購入・改造
- ・福祉自動車の貸出

見守り（P10～）

- ・配食サービス
- ・緊急通報装置
- ・見守り機器
- ・身分証明ストラップ
- ・GPS
- ・事前登録制度

住まい（P13～）

- ・エアコンの購入・修繕
- ・火災警報器
- ・住宅改造
- ・ショートステイ事業

慶祝（P15～）

- ・敬老祝金
- ・百歳慶祝
- ・金婚・ダイヤモンド婚

その他（P17～）


- ・安心支援事業サポーター
- ・さわやかみどり




日常生活



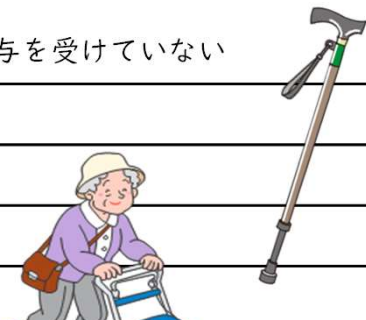
1 補聴器の購入補助 ※事前申請

対象	下記の①～④の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上 ④医師により補聴器を必要と認められている	
対象用品	管理医療機器として認定された製品	
補助額	購入費の2分の1（上限30,000円）	
申請時期	随時	
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課	

2 白内障補助眼鏡等の購入補助 ※事前申請

対象	下記の①～③の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②老人性白内障の手術を受けた ③医師により補助眼鏡等が必要と認められている	
対象用品	補助眼鏡・補助コンタクトレンズ・特殊眼鏡・特殊コンタクトレンズ ※眼鏡は、レンズ代のみが対象になります。	
補助額	購入費の2分の1（上限は、購入する物品によって異なります。）	
申請時期	随時	
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課	

3 杖・シルバーカーの購入補助 ※事前申請

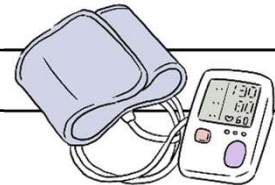
対象	下記の①～②の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②介護保険サービスにて、歩行補助用具の貸与を受けていない	
対象用品	SG基準適合商品	
補助額	購入費の2分の1（上限10,000円）	
申請時期	随時	
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課	

日常生活



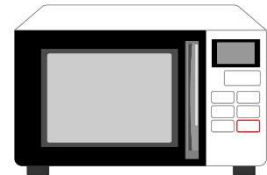
4 血圧計の購入補助 ※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	上腕式血圧計、家庭用血圧計、手首式血圧計、医療用血圧計
補助額	購入費の2分の1（上限5,000円）
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



5 電子レンジの購入補助 ※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	オープン機能付きを含む
補助額	購入費の2分の1（上限10,000円）
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



6 電磁調理器（IHコンロ）の購入補助 ※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	安全機能のついた卓上コンロ
補助額	購入費の2分の1（上限5,000円）
申請時期	随時
相談窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課

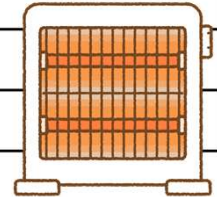


日常生活



7 ヒーターの購入補助 ※事前申請

対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	空気を汚さない小型の暖房器具（灯油ストーブ、石油ストーブ等は除く）
補助額	購入費の2分の1（上限10,000円）
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



8 紙おむつ券の交付

内容	みどり市内の指定店で使用できる紙おむつ利用券を交付します。 （尿取りパット、リハビリパンツも対象です。）
対象	下記の①～④の全てを満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②寝たきりや認知症により、在宅で6カ月以上失禁状態にあり、常時紙おむつが必要 ③要介護2以上 ④入院・短期入所・施設入所が半期で100日未満 （上期：前年10月1日～3月31日、下期：4月1日～9月30日）
交付枚数	4月1日と10月1日を基準日として1万円分の利用券を年2回交付
申請時期	上期：4月中 下期：10月中
相談窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



9 理美容券の交付

内容	自宅で散髪等のサービスが受けられる理美容サービス券を交付します。
対象	下記の①～③の全てを満たす方 ①出張による理美容サービスが必要な在宅で生活する市内在住の65歳以上 ②要介護2以上 ③6カ月以上寝たきりで、理美容店に行くことができない
交付枚数	年間最大4枚（3カ月に1枚）
申請時期	随時
相談窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



日常生活



10 安心支援事業

対象	市内在住の65歳以上
サービス内容	ゴミ出し・買い物代行・外出付添・話し相手・電球交換など (簡単な日常生活の支援)
利用可能な時間帯	原則8:30~17:00まで
料金	利用時間30分につき利用券1枚(250円) 利用にあたっては事前に利用券の購入が必要です。 社会福祉協議会にて4枚1,000円で利用券を販売しています。
相談窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課

11 車椅子・ベッドの貸し出し

対象	介護保険認定者以外の障がい者等
相談窓口	社会福祉協議会

移動



I タクシー券の交付

内容	公共交通機関の利用が困難な在宅の高齢者が通院や買い物など外出する際、指定業者で利用できるタクシー利用券を交付します。
対象者	下記の①～⑦全てを満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②要支援認定または要介護認定を受けている ③自動車を所有していない世帯に属している ④所得税非課税の世帯に属している ⑤老人福祉施設等に入所していない ⑥みどり市じん臓機能障害者等通院交通費の支給を受けていない ⑦みどり市重度障害者（児）福祉タクシー料金の助成を受けていない
利用できる会社	●笠懸町・大間々町にお住まいの方は以下の4社が利用できます。 ①（株）沼田屋タクシー TEL 76-5242 ② 桐生朝日自動車（株） TEL 54-2420 ③ 桐生合同自動車（株） TEL 46-3939 ④ NPO法人ファミリー TEL 090-2740-9783 ※NPO法人ファミリーが利用できるのは、 <u>令和9年1月末まで</u> です。 (NPO法人ファミリーの利用には会員登録が必要です。) ●東町にお住まいの方は以下の4社が利用できます。 ①（株）沼田屋タクシー TEL 76-5242 ② 桐生朝日自動車（株） TEL 54-2420 ③ 桐生合同自動車（株） TEL 46-3939 ④ NPO法人グループ28 TEL 070-2689-8293 (NPO法人グループ28は、東町で交通空白地有償運送を行っている団体です。利用には会員登録が必要です。)
交付枚数	年間最大48枚（1カ月に4枚）
申請時期	随時
相談窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課
備考	※1回の乗車につき枚数制限はありません。 ※タクシー利用券1枚は初乗り運賃相当（600円）です。 （R7.4月時点）



移動



2 介護用車両の購入・改造補助 ※事前申請

内容	介護用車両について、購入又は改造するための費用の一部を補助します。
対象	下記の①～⑤の <u>全て</u> を満たす方または同一世帯に属する家族 ①市内在住の65歳以上 ②要介護認定を受けている ③日常的に車椅子を使用している、または使用が見込まれる ④他の制度により介護用車両の購入又は改造に要する費用の補助を受けていない ⑤市税や保険料の滞納がない世帯に属している
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課
備考	※ <u>申請前の購入・改造は補助対象になりません。</u> 申請後、交付決定通知書を受領してから購入・改造をしてください。

3 福祉自動車の貸し出し

対象	車椅子での移動が必要な人
相談窓口	社会福祉協議会

見守り



1 緊急通報装置の貸与

対象	下記の①～③の <u>全て</u> を満たす方 ①市内在住の65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属している ②要支援認定または要介護認定を受けている ③心身の状態や日常生活動作に支障があるため緊急通報装置の設置が必要と認められる方
利用負担額	無料（ただし、所得に応じて一部負担の場合あり）
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
備考	家庭内での突然の事故や急病等の際、簡単な操作で消防署に連絡できる装置です。



2 緊急通報装置の購入

対象	65歳以上のひとり暮らし高齢者で心身に不安があり、設置を希望する方
利用負担額	全額自己負担
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
備考	家庭内での突然の事故や急病等の際、簡単な操作で消防署に連絡できる装置です。

〈貸与・購入共通注意事項〉

※緊急連絡先として、協力員（親族等）1名以上の登録が必要です。

電話回線を利用して通報する装置です。NTT回線が必要です。

※コンセントが必要です。電話機の近くに電源があるかを確認してください。

見守り



3 配食サービス

内容	週2回栄養バランスのとれた昼食の配達と安否確認を行います。
対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯か、これに準ずる世帯に属する高齢者、身体障がい者 ②心身の障がいや傷病等で調理及び栄養管理が困難
利用者負担額	1食300円（食材料費）
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
備考	笠懸地区・大間々地区→毎週月曜日・木曜日 東地区→毎週火曜日・金曜日



4 事前登録制度

対象	市内在住の65歳以上の高齢者、認知症やその疑いがある方
費用	無料
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・桐生警察署
備考	基本登録書をご記入いただき、本人の写真をご提出いただきます。 市介護高齢課と、桐生警察署にて情報共有し、徘徊等がおこった場合に迅速に対応できるように事前に登録していただくもの。

見守り



5 見守り機器の購入補助 ※事前申請

対象	下記①と②の両方を満たす方 ①市内在住の65歳以上 ②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している
対象用品	見守りカメラ・見守りセンサーなど、室内の高齢者の安否確認ができるもの
補助額	購入費の2分の1（上限15,000円） レンタルの場合は、初月料の2分の1
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



6 身分証明ストラップの交付

対象	市内在住の70歳以上のひとり暮らし高齢者で希望者
費用	無料
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課



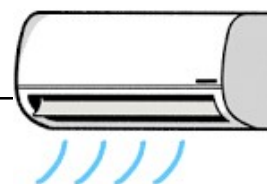
7 GPS徘徊高齢者探知システム費用補助

対象	市内在住のおおむね65歳以上の徘徊高齢者を介護している家族等で、徘徊時、位置確認後迎えに行くことができる方
費用	月額1,320円
補助額	初期費用の11,440円
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課



住まい

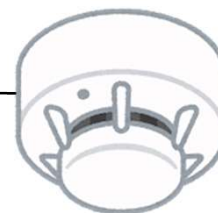
1 エアコンの購入・修繕補助 ※事前申請



対象	<p>下記のそれぞれ<u>全て</u>を満たす方</p> <p>○購入</p> <p>①市内在住の65歳以上</p> <p>②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している</p> <p>③自宅に1台もエアコンの設置がないもの又は1台しか設置がなく、その1台が設置から10年以上経過しているもの</p> <p>○修繕</p> <p>①市内在住の65歳以上</p> <p>②ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に属している</p> <p>③自宅に設置するエアコンが故障し、保証期間が経過しているものを修繕するもの</p> <p>※虚偽の申告をした場合、返金を求める場合があります。</p>
対象用品	天井、壁、窓枠などに固定して設置するもの 経済産業省資源エネルギー庁の定める、統一エネルギーラベル（当該年度）において、省エネ基準の達成状況を示すマーク（省エネ性マーク）がある製品もしくは、省エネ性能の多段階評価点2.0（2つ星）以上の製品
補助額	<p>購入費の2分の1（上限50,000円）</p> <p>修繕費の2分の1（上限30,000円）</p>
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・市民課・東市民生活課



2 火災警報器の給付



対象	<p>下記の①～⑤の<u>全て</u>を満たす方</p> <p>①市内在住の65歳以上</p> <p>②市民税非課税世帯に属している</p> <p>③ひとり暮らし高齢者又は寝たきりの高齢者</p> <p>④持ち家か親族所有の無償の家屋に居住している</p> <p>⑤居住する家屋に火災警報器の設置がない</p>
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課

住まい



3 住宅改造費補助

内容	高齢者が居住する住宅について、バリアフリーのための改修や改造を行う場合、予算の範囲内で補助します。
対象	下記①か②のいずれかを満たす世帯に属している方 ①市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で前年所得税非課税の世帯（自立・要支援・要介護1の方） ②市内在住の65歳以上の要介護2以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税額が8万円以下の世帯
対象工事	下記の①～⑧の工事のみ対象 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止、移動の円滑化等のための材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便所から洋式便所への取替え ⑥廊下、便所等のスペース拡張 ⑦便所、浴室と寝室等の距離の短縮 ⑧上記の工事に必然的に付随する付帯工事
補助額	改造を要する工事の経費の6分の5（上限200,000円）
申請時期	随時（着工前）
相談・申請窓口	介護高齢課
備考	※申請前の着工は補助対象になりません。 申請後、交付決定通知書を受領してから着工してください。 ※2月末日までの工事完了必須 ※委任による受領可 ※介護保険制度を利用した住宅改修が優先



4 ショートステイ（生活管理指導短期宿泊事業）

内容	社会適応が困難な高齢者に対して、施設での短期間の宿泊により日常生活に対する支援や指導を行います。 介護保険サービスでのショートステイの利用が困難な場合も対象になる可能性があります。ご相談ください。
対象	要介護認定において自立と判断されたが支援が必要な方
申請時期	随時
相談窓口	介護高齢課
備考	※必要経費の一部自己負担があります。

慶祝



I 敬老祝金

内容	高齢者に敬意を表すとともに長寿を祝福して、敬老祝金をお贈りします。
対象	下記の①と②の両方か③と④の両方を満たす方 ①祝金を支給する年の1月1日から12月31日までの間に、満80歳以上に達する方 ②祝金を支給する年の9月1日時点において、みどり市の住民基本台帳に登録されて3カ月以上経過している方 ③祝金を支給する年の1月1日から9月1日までの間に、亡くなられた80歳以上の方 ④亡くなられた日時点において、みどり市の住民基本台帳に登録されて3カ月以上経過していた方
贈呈方法	口座振込
相談窓口	介護高齢課
備考	県内の他市では、5年・10年毎など対象年齢や支給金額を一定の節目としていますが、みどり市では満80歳以上の高齢者を対象に毎年お贈りしています。 ※80歳以上になられる年の1月1日から基準日（9月1日）までに亡くなられ、その時点でみどり市の住民基本台帳に登録されて3カ月以上経過している方については、弔慰金としてご家族に贈呈します。

贈呈額					
年齢層	80～87・89歳	88歳	90～98歳	99歳	101歳以上
支給額	3,000円	10,000円	5,000円	30,000円	10,000円

慶祝



2 百歳慶祝

内容	高齢者に敬意を表すとともに長寿を祝福して、市長や議長、社会福祉協議会会長等が慶祝訪問を行います。
対象	下記の①と②の両方を満たす方 ①祝金を支給する年の1月1日から12月31日までの間に、100歳に達する方 ②祝金を支給する年の誕生日時点において、みどり市の住民基本台帳に登録されて3カ月以上経過している方
贈呈方法	手渡し
贈呈額	100,000円
相談窓口	介護高齢課
備考	誕生日付近になりましたら、介護高齢課よりご連絡させていただきます。 ※100歳になられる年の1月1日から誕生日までに亡くなられ、その時点でみどり市の住民基本台帳に登録されて3カ月以上経過している方については、慶祝訪問は行いませんが、弔慰金としてご家族に贈呈します。



3 金婚・ダイヤモンド婚慶祝

内容	結婚50年以上を迎えるご夫婦を対象に、永年にわたる家庭円満と今日の社会の繁栄に貢献されたことに感謝の意を表し、今後とも末永く生きがいをもって夫婦生活を送っていただけるようお祝いします。
対象	結婚50年以上のご夫婦は金婚 結婚60年以上のご夫婦はダイヤモンド婚
式典	11月22日（いい夫婦の日）
贈呈品	慶祝状及び記念品
申請時期	5月～6月頃
申請窓口	介護高齢課
備考	金婚・ダイヤモンド婚それぞれ1回のみが対象となります。 婚姻日については、証明書等は必要ありません。

その他



1 介護慰労金の給付

内容	寝たきりの在宅高齢者等を介護する介護者の労をねぎらうため年間6万円もしくは10万円を支給します。
対象	下記の①～⑤の全てを満たす高齢者等を、12月1日において在宅で1年以上継続して介護している方 ①65歳以上または特定疾病を患っている40歳以上65歳未満 ②要介護4以上の状態が1年以上続いている ③老人福祉施設等に入所していない ④入院や短期入所が1年で100日以下 ⑤特別障害者手当又は福祉手当を受給していない 上記要件に該当する方は6万円を支給します。 ※1年間介護保険サービスを利用しておらず、かつ市民税非課税世帯の場合は、10万円を支給します。
贈呈額	60,000円もしくは100,000円
申請時期	申請は必要ありません。 毎年11月に、上記要件に該当する可能性のある被介護者の調査票の配布・回収を民生委員に依頼します。その後、市で確認及び審査を行い対象者に支給します。
相談窓口	介護高齢課
備考	短期入所とは、ショートステイとも呼ばれ、施設に短期宿泊をするものです。デイサービスは日帰りのため、④にはカウントされません。

その他（元気な方へ）



1 安心支援事業サポーター登録

内容	ちょっとだけの、地域の高齢者のお手伝い
対象	20歳以上の方（20歳未満の方はご相談ください。）
サービス内容	ゴミ出し・買い物代行・外出付添・話し相手・電球交換など （簡単な日常生活の支援）
時間帯	原則8：30～17：00
お礼	250円の利用券を4枚集めて、1,000円の商品券と交換
申請時期	随時
相談・申請窓口	介護高齢課・社会福祉協議会
備考	サービス内容及び時間帯については、ご希望に沿って活動できます！



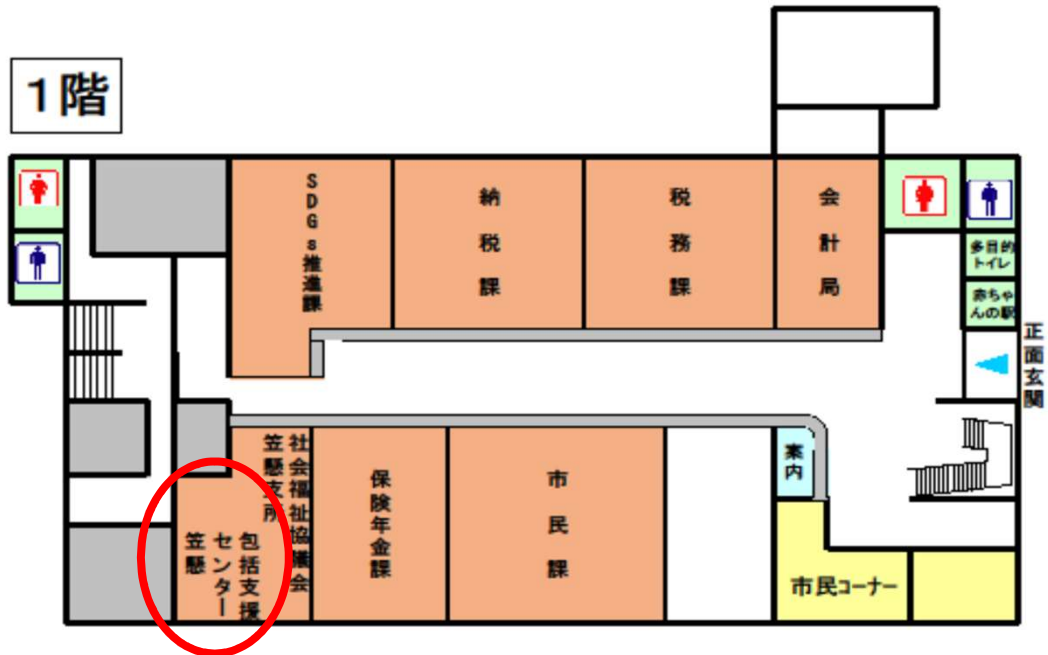
2 さわやかみどりへの会員登録

内容	おおむね60歳以上の高齢者が地域を拠点に自主的に組織する団体です。 仲間作りを通じた健康維持、生きがい・やりがいの創出をしています。 敬老旅行や、各種スポーツ大会を開催しています。
対象	おおむね60歳以上
申込時期	随時
相談窓口	介護高齢課・社会福祉協議会

☆地域包括支援センター

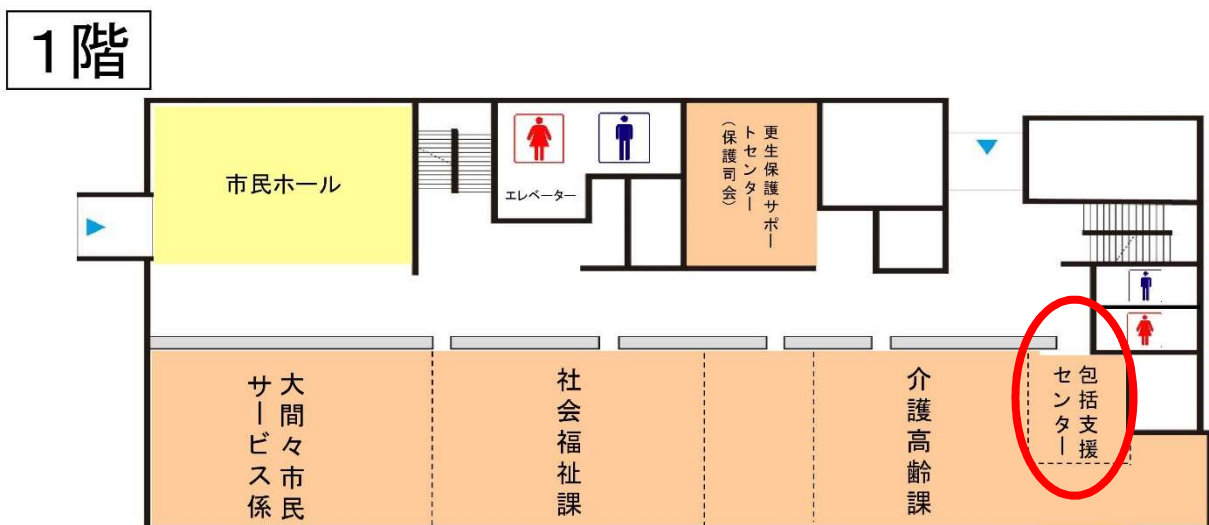
- ・ 笠懸 (TEL : 0277-47-7551)

笠懸庁舎



- ・ 大間々 (TEL : 0277-47-7552)

大間々庁舎



・ 東 (TEL : 0277-47-7553)



☆みどり市在住の高齢者が利用できる施設☆

館時間に変更がある場合があります。
ご利用の際はお手数ですが、事前に各施設までお問い合わせくださるようお願いいたします。

◎ 養護老人ホーム

【養護老人ホーム高津戸荘】

所在地 大間々町高津戸998番地	
入所対象者 おおむね65歳以上の高齢者で身寄りがなく、 経済的、環境的に家庭で生活ができない者 (その他、入所に際しての要件があります)	
利用料 収入等に応じた自己負担が発生します。	
申出先 みどり市役所 介護高齢課 TEL76-0974	

◎ 高齢者向け施設


【いきいきセンター（介護予防複合施設）】

対象者 高齢者・障がい者を中心とした施設ですが、 各部屋の予約状況に応じて市在住の方どなた でも予約できます。	
開館時間 午前9時～午後10時 [受付時間] 午前9時～午後4時（4月～10月） 午前9時～午後3時（11月～3月）	
利用料 無料	
休館日 年末年始(12/29～1/3)	
所在地・連絡先 大間々町大間々1378番地 TEL72-1765	

【笠懸老人憩の家】

対象者 60歳以上の方	
開館時間 午前9時～午後4時	
利用料 無料	
休館日 土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始（12/29～1/3）	
所在地・連絡先 笠懸町鹿250番地 TEL:76-5064	

【大間々老人憩の家】

対象者 60歳以上の方	
開館時間 午前10時～午後6時	
利用料 無料	
休館日 月曜日・年末年始（12/29～1/3）	
所在地・連絡先 大間々町桐原1251番地I TEL:72-1620	

【まごころ】

対象者 どなたでも利用できます。	
開館時間 午前9時～午後5時（4月～9月） 午前9時～午後4時（10月～3月）	
利用料 市内在住の方 ① 60歳未満…310円 ② 60歳以上の方・就学前児童・障がい者手帳所持者…無料 市外在住の方…520円	
休館日 月曜日・年末年始（12/28～1/5）	
所在地・連絡先 東町花輪114番地3 TEL:97-2828	